

第88号議案「負担付きの贈与を受けることについて」  
に対する附帯決議

本議案は、企業立地用地及び公共用地として、長崎県から旧長崎南商業高等学校の土地、建物等について負担付きの贈与を受けようとするものである。

本市の経済は依然厳しい状況にあり、人口増対策や若者の雇用拡大、地域振興という意味では、企業誘致は効率的かつ即効性のある最も有効的な手段であることは一定理解できる。今回の贈与についてはその条件に懸念はあるものの、地域の発展のためにもぜひとも早期の段階において優良企業を誘致し、将来にわたって本市の発展のために有効活用されることを望むものである。

よって、今回の贈与を受けるに当たっては、県市が一体となって地元と十分な連携を取りながら地域経済の浮揚のため、強い意志をもって取り組まれるよう、以下の点について議会として明確な意見を付して強く要請する。

- 1 企業誘致の早期実現のため、本市が一丸となって対応すること
- 2 用途指定期間については、10年にこだわらず、状況に応じて県と協議を行い柔軟に対応すること
- 3 廃校から今日まで、跡地活用については議会への説明が不十分であり、審議を混乱させている。今後はこのようなことがないよう反省し、適時、企業誘致の経緯を報告すること
- 4 学校施設から環境が大きく変化することについて、地域住民の理解を十分に得ること
- 5 交通アクセスについては、県と協議しながら整備を進めていくこと
- 6 将来的な企業立地による雇用拡大計画を早期に示すこと

平成24年9月28日

長 崎 市 議 会